部長及び参事官　　地域発第149号
殿　　令和６年５月24日
所　属　長　　３年保存（口訓）
本　部　長

県民の安心感を高めるための積極的な街頭活動の強化について（通達乙）

令和５年の全国における刑法犯認知件数は、戦後最少となった令和３年以降、２年連続で前年比増加となり、中でも総数に占める割合が大きい街頭犯罪の伸び率が大きく、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前の令和元年の水準に近づきつつある。加えて、令和５年中には、ＳＮＳで実行犯を募集する手口等による強盗等、国民に不安を与えるような事件等も発生しており、国内の治安情勢は厳しい状況にあると認められる。

このような情勢においては、街頭犯罪をはじめとする県民に不安を与える身近な犯罪の抑止に向けた各種取組を推進することが必要である。とりわけ、県民生活に最も密着して昼夜絶え間なく警察活動を行っている地域警察部門の制服警察官に期待される役割は極めて大きく、街頭活動を充実させ、目にした危険や違反の前兆を看過することなく毅然として対応するとともに、そのような活動を通じて国民の安全・安心を守る制服警察官の頼もしい姿を市民に見せることが、県民の不安感の払拭や社会の規範意識の向上のためにも極めて重要であることから、下記の留意事項を踏まえ、積極的な街頭活動の強化に向けた取組を推進されたい。

記

１　求められる街頭活動の在り方

(1)　街頭における積極的な声掛けの推進

警察は、与えられた権限を適時適切に行使し、県民の安全と安心を確保しなければならないことから、例えば、自転車の危険な運転や交通違反をしそうな車両を目にした場合には、たとえ指導警告票の交付や検挙措置を講ずることが困難な場合であっても、これを看過することなく、口頭や警笛による注意喚起のほか、違反行為の中止を促す動作等を明確に行うなど、平素から街頭における積極的な声掛けを推進すること。また、県民の生命、身体及び財産に危険が迫っているときに適切に職務を執行することができるよう、平素からの街頭における積極的な声掛けを繰り返し行い、職務に対する意識付けを徹底すること。

(2)　住民のニーズに沿った街頭活動の強化

県民の安心感を高めるためには、例えば、地域住民からの要望を踏まえた特定区域・時間帯における重点的な徒歩警らや交通取締り等、地域住民の問

題意識や要望等に応える活動を通じて、地域住民の理解や共感を得ることが重要である。

したがって、巡回連絡の機会や交番連絡協議会の場等を積極的に活用し、幹部が中心となって住民の問題意識や要望等について把握するとともに、その解決につながる活動に、組織的かつ迅速に取り組むこと。

(3)　効果的かつ効率的な街頭活動の更なる推進

地域警察の限られたリソースを最大限活用した効果的かつ効率的な街頭活動を行うことができるよう、管轄区域内における犯罪や交通事故の発生状況等を踏まえて事前に組織的な検討を行い、真に犯罪抑止及び交通事故抑止に資する警らや職務質問、交通取締り等を行うことが重要である。

管轄区域内の治安情勢の分析に際しては、生活安全及び交通部門をはじめとする関係部門との連携を密にし、その分析結果に基づき重点的に警ら等を行う地域や時間帯を選定して実施するなど、効果的かつ効率的な街頭活動を更に推進すること。

2　執行力強化及び士気高揚方策の更なる推進

(1)　反復継続した実践指導の実施

街頭における積極的かつ適切な権限行使の練度を向上させるためには、単に座学や想定訓練による教養を行うだけではなく、専務員と共同で街頭活動を行うなど実践を通じた指導教養を繰り返し行い、必要な知識及び技能を確実に習得させることが重要である。

反復継続した実践指導を行うに当たっては、専務員による指導教養を継続的に実施することができるよう、関係部門とよく連携し、その負担も考慮した上で、一定期間の教養計画を事前に策定して実施したり、無理のないよう短時間教養を繰り返したりするなど、中長期的かつ組織的に実施することを念頭に置いた「仕組み化」に留意すること。また、職務質問や交通取締り等の機会を活用した実践指導に際しては、実際に指導警告や検挙措置を経験させることに重点を置き、それを通じて権限行使の練度を向上させることができるよう留意すること。

(2)　地域警察全体の執行力強化

地域警察部門に配置されている拝命間もない若手警察官の執行力の強化に当たっては、学んだ知識・技能を定着させることに加え、これらを実践に生かすための職務に対する意識付けや自信の醸成も重要である。

したがって、若手警察官同士による意見交換の場を設けて切磋琢磨を促したり、検問等多数の声掛けを行う機会を活用するほか、警察協力団体との協議、学校等における防犯指導等に参加させるなどして地域住民とのコミュニ

ケーションの機会を付与し、若手警察官の声掛けへの苦手意識を払拭するなど、若手警察官の執行力の強化に向けた取組を推進すること。

なお、若手警察官のみならず、地域警察部門の主力である中堅以上の警察官の士気高揚や実務能力の更なる向上に向けた取組も併せて推進し、地域警察部門全体の執行力の底上げを図ること。

(3)　街頭活動に対する評価の在り方の見直し

前記１において示した街頭活動には、必ずしも表見的な件数や数値によっては評価し難い活動も含まれる。

積極的な声掛けや地域の問題解決に向けた活動へ臨む地域警察官の士気を鼓舞するためには、例えば、積極的な指導警告により地域住民の不安感の払拭に寄与した事案や地域住民の問題意識・要望等に応えて地域の問題を解決した事案等、表見的な件数や数値によって評価し難い活動についても積極的に評価することが重要である。

加えて、交通取締りや職務質問等に対する評価についても、単に件数の多寡によってのみ行うのではなく、管轄区域内における交通事故や犯罪の発生状況、地域住民の要望等を踏まえて組織的に検討した結果等に基づき、真に交通事故抑止や犯罪抑止に資する効果的かつ効率的なものとなっているかという観点から行うことが重要である。

これらの点に留意し､地域警察官の行う街頭活動に対する評価においては、顕在的な実績だけでなく地域住民の不安感の払拭等への寄与や犯罪抑止等への効果を総合的に勘案の上、県民の安心感を高めるものである場合には積極的に賞揚を行い、士気の高揚を図ること。

（担当：地域課指導係（3572～3573)・企画係（3562～3563））